

船舶インシデント調査報告書

令和元年10月23日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

インシデント種類	運航不能（潤滑油不足）
発生日時	令和元年5月27日 09時00分ごろ
発生場所	福岡県岡垣町 ^{はつ} 波津漁港東方沖 波津港第1防波堤灯台から真方位092°980m付近 (概位 北緯33°53.2′ 東経130°34.7′)
インシデントの概要	ミニボート（船名なし）は、釣り場を移動しようとした際、船外機の始動ができなくなり、運航不能となった。
インシデント調査の経過	令和元年6月5日、主管調査官（門司事務所）を指名 原因関係者から意見聴取実施済
事実情報	
船種船名、総トン数	ミニボート（船名なし）、総トン数なし（長さ約2m）
船舶番号、船舶所有者等	なし、個人所有
乗組員等に関する情報	操縦者
負傷者	なし
損傷	なし
気象・海象	気象：天気 曇り、風向 南、風速 約3.8m/s 海象：波向 北東、波高 約0.2m、潮汐 下げ潮の末期
インシデントの経過	本船は、操縦者及び同乗者1人が乗り、釣り場を移動しようとした際、船外機が潤滑油の欠乏により始動できなくなり、航行不能となったので、操縦者が海上保安庁に本インシデントの発生を通報した後、巡視艇により波津漁港にえい航された。
分析	本船は、釣り場を移動しようとした際、潤滑油が欠乏したことから、船外機の始動ができなくなり、運航不能となった可能性があると考えられるが、操縦者から情報を得られず、潤滑油が欠乏した状況を明らかにすることはできなかった。
原因	本インシデントは、本船が、釣り場を移動しようとした際、潤滑油が欠乏したため、船外機の始動ができなくなったことにより発生した可能性があると考えられる。